

令和2年11月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年11月19日（木）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員，2 都築和子委員，3 高畑強委員，4 藤田諭史委員，
5 松本健委員，6 立石泰夫会長，7 田中渉委員，8 内田猛委員，9 杉
原倫代委員，10 松岡一雄委員，11 大前純一委員，12 瀬川治会長職
務代理人，13 福崎元文委員，14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也，係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について

8. 議 事
局 長

それでは、ただいまより、令和2年11月の農業委員会総会（定例会）
を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長より、ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろ
しくお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。定例会を開催したところ、全員ご出席いただきあり
がとうございます。皆さんも報道でご承知しておられると思いますが、昨
日、新型コロナウイルスへの感染者数が過去最高でありました。香川県に
おきましても、ポツポツ感染者が出ている状況であります。健康が第一で
ありますので、マスクの着用，うがい，手洗いの励行に心がけて頂きたい
と思います。

それでは、議事に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、令和2年11月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、5番の松本委員さんと、9番の杉原委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページ2ページで、5案件でございますが、番号3から番号5までにつきましては農業委員関連の案件でございますので、分割してご審議いただくこととしております。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成16年に農地を相続したところですが、県外に在住のために農地を手放すことを考えておられました。申請地は譲受人の実家に近く、耕作に便利であるため、取得することを考えられたものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町1反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は、本申請地の東側に隣接する農地を駐車場とするため転用申請を提出されておりますが、本申請地は利用権設定により、譲受人の

所有農地と一体で耕作されていたため、今般、贈与による所有権移転の申請をするものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町6反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地にはトウモロコシを作付けするとのことであります。

以上、2案件、登記地目は田が2筆、面積は222㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による番号1、番号2の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、番号1、番号2につきましては、原案のとおり決定をいたします。

局 長

続きます番号3から番号5までの3案件につきましては、農業委員関連の案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項において、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定されておりますので、〇〇委員の退席をお願いいたします。

(〇〇委員 13時31分 退室)

番号3から番号6までの3案件の譲受人につきましては、〇〇〇〇様でございます。

番号3ですが、譲渡人〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、相続により平成22年に農地を取得したところですが、高齢化による労力不足のため、利用権を設定し貸し付けていました。今後のことについて、譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったため、申請に及んだものであります。

本申請は【申請人読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

番号4ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は、相続により平成14年に農地を取得したところですが、自宅から遠く、高齢化による労力不足のため、農地の管理に苦慮していました。今後のことについて、譲受人に相談したところ、贈与での話がまとまったため、申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであります。なお、申請地には梅を植栽するとのことであります。

次に番号5ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は、相続により平成7年に農地を取得したところですが、千葉市に在住しているため、農地の管理に苦慮していました。今後のことについて、地元農業委員である譲受人に氏家様に相談したところ、贈与での話がまとまったため、申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】についてについて、所有権移転を行うものであります。

なお、申請地には梅を植栽するとのことであります。

以上、3件の申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後

の総経営農地が1町1反を超えることから、特に問題はないと考えます。

以上、3案件、登記地目は田が3筆、畑が8筆、面積は8,955㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、番号3、番号4、番号5につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の許可申請、番号3、番号4、番号5につきまして、原案のとおり決定をいたします。

〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員 13時37分 入室)

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、4案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、転用内容は宅地拡張で無断転用の案件でございます。

申請人が本申請に至った理由ですが、申請地には昭和 58 年に転用申請をすることなく、82.25 m²の住宅が建築され、現在に至っております。本年 5 月に相続登記が完了し、許可を得ていないことが判明したため、是正すべく申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する 444 番 1、宅地外を併せ利用地として追認申請するものであります。なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第 2 種農地に区分されています。

番号 2 ですが、【申請人読み上げ】、転用内容は宅地拡張で無断転用の案件でございます。

本申請に至った経緯ですが、申請人が所有物件の全てを調査したところ、本申請地の登記簿上の地目が農地であったことが判明したため、是正すべく申請するものです。

本申請は【申請人読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として追認申請するものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第 3 種農地に区分されています。

番号 3 ですが【申請人読み上げ】、転用内容は宅地拡張で無断転用の案件でございます。

本申請に至った経緯ですが、隣接する宅地に立っている自宅の家庭排水は西側水路に放流しており、その排水が本申請地に流入してしまうため、合併浄化槽を設置したうえで、東側水路に放流することを計画しました。合併浄化槽の設置及び配管をするには、宅地部分が狭いため申請地を造成し工事を実施したため、是正すべく追認申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ地として転用申請するものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第 2 種農地に区分されています。

番号 4 ですが、【申請人読み上げ】、転用内容は貸駐車場が無断転用の案件でございます。

本申請に至った理由ですが、自宅の駐車場が不足し、申請地周辺には貸

駐車場が少ないため、家族が駐車し、貸駐車場として休耕地を造成、整備してしまつたため、是正すべく申請するものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を、駐車場 17 台分とすることを目的として追認申請するものであります。申請人は平成 24 年、相続により農地等を取得しておりますが、平成 22 年に亡き父親が農地法の許可を受けずに、貸駐車場として造成を行ったものであります。なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第 3 種農地に区分されています。

以上、4 案件、登記地目は田が 5 筆、転用面積は 1,387 m²、全案件とも当時行わなければならない農地法上の手続きをせず無断で転用しておりますが、提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号 1 から番号 3 については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。14 日に委員 4 名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号 4 は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。8 日に委員 4 名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題

ないということです。皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページ5ページで、5案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は上吉田町に本社を置き、土木建築業を営んでいる会社であります。〇〇〇〇は季節労働者を10名程度雇用することとなり、宿舍及び駐車場を探していたところ、不動産の処分を考えておられた譲渡人の大喜多様と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。申請地に隣接する宅地には住宅があり、宿舍として利用することができますが、労働者等の駐車場がないため、申請地を駐車場とする計画を立てたものです。

本申請は、【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、駐車場14台分を整備するため転用申請するものであります。なお、本申請地

は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

次に、番号2ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

譲受人は、不動産取引を主たる業務としている会社であります。本案件につきましては譲受人が、店舗用の事業用用地として取引が見込まれる土地を探していたところ、議案第4号でご審議頂くこととしております土地について、転用許可を受けて取得し、現在造成中ではありますが、奥にある本申請地と一体利用することが出来れば、形状、面積等から販売需要が大きくなることを見込まれるため、今般申請するものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】を併せ利用地として、分譲店舗用地とするもの

なお、本申請地は農振地域外で、準工業地域に指定されている第3種農地に区分されています。

次に、番号3ですが、【申請人読み上げ】、売買による所有権移転の案件でございます。

番号1でご説明したとおり、譲受人土木建築業を営んでいる会社であります。現在、同社は木製の足場等を野積みで保管して状態であります。雨にさらされることによる劣化を防止するために、鋼管建家による保管が可能な土地を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】を資材置場とするものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

次に、番号4と番号5の転用者は〇〇〇〇様で、権利の種類等が異なるため申請は分かれておりますが、一画地での土地利用を行うものでありますので、一緒にご説明いたします。

番号4ですが、貸人は〇〇〇〇様で、使用貸借権設定の案件でございます。

番号5ですが、譲渡人は〇〇〇〇様で、売買による所有権移転の案件で

ございます。

転用者である岩本直也様は、現在借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭となっております。そのため、親の農地を借受け、また隣接する〇〇様の農地を取得し、住宅を建築するため転用申請に及んだものであります。

番号4は【申請地読み上げ】、番号5は【申請地読み上げ】、の2筆418㎡に、居宅1棟2階建72.87㎡、カーポート1棟43.61㎡、倉庫1棟6.44㎡を建築するものであります。

なお、本申請地は農振農用地区域内にある農地以外の農地で、第2種農地に区分されています。

以上、5案件、登記地目は田が4筆、畑が2筆、転用面積は2,849㎡で、提出書類には特段不備はなく、転用について近隣の農地関係者の方との調整を了しており、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。13日に委員4名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。8日に委員4名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号3は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。先日現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号4番号5は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。8日に現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条事業計画変更について、事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条事業計画変更についてご説明いたします。議案書の6ページで、1案件でございます。

【申請人読み上げ】でございます。

本申請は、令和2年8月31日付香川県知事許可を受けた農地について、議案第3号番号2においてご審議いただき、原案のとおり決定いただいた農地と一体として利用するため土地利用計画の変更を行おうとするものであります。

分譲店舗用地であるため、こういった建物が建築されるかは未定ではあります。面積が536㎡から756㎡になり、土地の形状が良くなるため、販売が容易となることが期待されるものです。

本件は、【申請地読み上げ】に接続する転用農地を併せ利用地として分譲店舗用地とするものです。提出書類に不備はなく、特に問題はないと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地

法第5条事業計画変更につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、残存小作地の合意による解約通知でございます。

本通知に係る農地は残存小作地でありましたが、〇〇〇〇地区集会場の駐輪場に転用するため農振除外申請が提出されています。転用申請を提出することを前提に、合意による解約がなされ、その通知があったものです。

本件は、【申請地読み上げ】について解約を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、問題はないと考えております。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ありがとうございました。ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり受理することに決定いたします。

これをもちまして、11月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時2分 終了